

運動部活動に係る活動方針

平成30年11月29日

安古市高等学校長

1 基本方針

- (1) 校訓「仰高」の精神のもと、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎を養う。
- (2) 活動を通してスポーツの楽しさや喜びを味わうとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養を目指す。

2 適切な運用のための体制

- (1) 校長は、各部活動に部活動顧問を複数人配置するとともに、外部人材の活用に努める。
- (2) 部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- (3) 各運動部の活動計画等を学校のホームページで公表する。

3 安全で効率的・効果的な活動の推進

- (1) 運動部活動の実施に当たっては、『運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月 文部科学省）』に則り、「生徒の心身の健康管理」、「事故防止」及び「体罰・ハラスメントの根絶」を徹底する。
- (2) 部活動顧問は、適切な声かけ等により、生徒との信頼関係を構築し、生徒にとって過度に精神的・肉体的な負担とならないよう指導に留意する。

4 適切な休養日等の設定

(1) 休養日

ア 学期中

平日は定時退校日（水曜日）を休養日とする。週末は少なくとも1日以上を休養日とするが、土・日曜日の両日に活動した場合は、年間休養日の週平均が2日以上になるよう、休養日を他の日に振り替える。

イ 長期休業中

学期中に準じた扱いとする。ただし、平日は部活動単位で休養日を設定することも可能とする。

(2) 活動時間

1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。ただし、公式試合は活動時間に含めない。さらに、長期休業中の活動時間を含めて、年間の活動時間の上限は週平均16時間未満とする。

5 学校単位で参加する大会等

- (1) 高等学校体育連盟が主催、共催、後援する大会
- (2) 本活動方針の趣旨に則り、精査した大会